

## 児童相談所の設置に向けた検討状況について

区では、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、児童相談所機能を含む（仮称）総合子どもセンターについて令和 3 年度（2021 年度）の開設に向けた準備を進めている。

児童相談所の設置に向けた検討状況について、以下のとおり報告する。

### 1 人材確保・人材育成の取り組み

#### （1）職員の確保及び研修派遣

児童相談所の開設に向け、児童福祉司、児童心理司の任用資格を有する者及び一時保護所の指導員を計画的に確保し、子ども家庭支援センターに配置している。また人材育成のため、児童相談所への職員派遣や研修の実施などにより、相談支援スキルの専門性強化を図っている。

	令和元年度	令和 2 年度（予定）	令和 3 年度（予定）
児童福祉司	14 人 (5 人)	16 人 (4 人)	20 人
児童心理司	7 人 (3 人)	9 人 (4 人)	10 人
一時保護所	3 人 (3 人)	16 人 (8 人)	17 人

（カッコ内は児童相談所への派遣者数）

#### （2）会計年度任用職員（専門職）の配置

平成 30 年度（2018 年度）から順次、児童相談所の勤務経験がある者や警察OB、弁護士を非常勤職員として配置し、相談支援スキルの専門性強化を図ってきたところである。令和 2 年度（2020 年度）からは現行の体制に加えて新たにOJTを主たる業務とする児童相談業務指導員を配置し、子ども家庭支援センター職員のさらなるスキル向上を図る。

### 2 施設整備

#### （1）（仮称）総合子どもセンター整備

（仮称）総合子どもセンターについて、中野東中学校等複合施設の竣工時期を令和 3 年（2021 年）9 月 17 日と見込んでいる。竣工後、備品の整備等を行い、令和 3 年（2021 年）11 月 29 日の開設を予定している。

## (2) (仮称) 総合子どもセンター分室整備

(仮称) 総合子どもセンター分室について、基本設計・実施設計を策定した。令和2年度(2020年度)に建設工事を開始し、令和3年(2021年)10月竣工、令和4年(2022年)2月開設を予定している。

## 3 児童相談所設置市事務

区児童相談所の設置に伴い東京都から区へ移管される事務(児童相談所設置市事務)に対応するため、令和元年(2019年)5月から庁内での調整を開始した。法令等で定められている児童相談所設置市事務は下記のとおりである。

- ①児童福祉審議会の設置に関する事務、②里親に関する事務、
- ③児童委員に関する事務、④指定療育機関に関する事務、
- ⑤小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務、
- ⑥障害児入所給付費の支給等に関する事務、
- ⑦児童自立生活援助事業に関する事務、⑧児童福祉施設に関する事務、
- ⑨認可外保育施設に関する事務、⑩小規模住居型養育事業に関する事務、
- ⑪障害児通所支援事業に関する事務、⑫一時預かり事業に関する事務、
- ⑬療育手帳に係る判定事務、⑭特別児童扶養手当に係る判定事務、
- ⑮障害福祉サービス等の情報公開に関する事務、
- ⑯民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務

今後、庁内の各所管と連携し、令和2年度(2020年度)に児童相談所を設置する3区(世田谷区、江戸川区、荒川区)との情報交換も行いながら、事務の精査及び準備を進めていく。

## 4 政令指定申請に向けた準備

### (1) 東京都との確認作業

「児童相談所設置に向けた計画書(案)」について、令和元年(2019年)8月30日及び令和2年(2020年)1月21日に東京都と確認作業を行い、児童相談体制、人材確保・育成、施設整備、社会的養護等について意見交換を行った。

「児童相談所設置に向けた計画書(案)」の主な内容は下記のとおりである。

- 計画について
- 基本理念・行動指針
- 児童相談所の概要(開設時期、組織体制、夜間・休日の対応、など)
- 児童相談所システム
- 施設概要
- 一時保護所
- 社会的養護(基本的な考え方、里親、児童養護施設・乳児院、など)
- 自治体間の広域調整
- 児童相談所設置までのスケジュール
- 児童相談所設置市事務

## (2) 厚生労働省との事前協議

「児童相談所設置に向けた計画書(案)」について、令和元年(2019年)12月17日に厚生労働省と事前協議を行った。今後は東京都との確認作業(3回目)を行った後、厚生労働省に政令指定申請を行う。

## 5 児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理

児童等に対する必要な支援については、区が設置する要保護児童対策地域協議会において東京都の児童相談所、子ども家庭支援センター及びすこやか福祉センターを中心に関係機関が情報を共有、連携して行っているところであるが、児童相談所設置後は(仮称)総合子どもセンター及びすこやか福祉センターが連携して支援を行っていくこととなる。

今後、(仮称)総合子どもセンターとすこやか福祉センターが行うべき支援と役割分担等について、調整を進めていく。(別紙参照)

## 6 今後の検討スケジュール

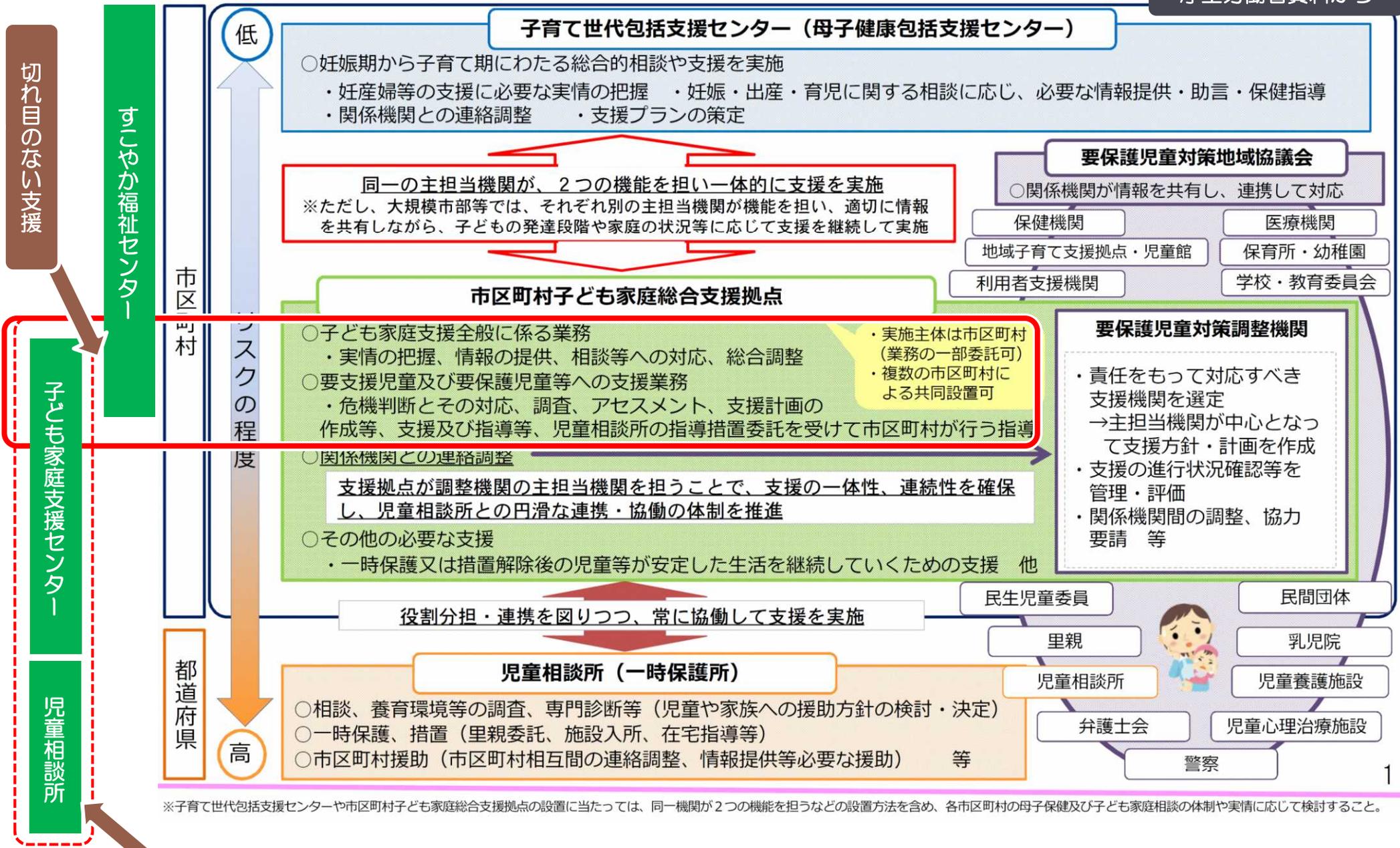
令和2年度(2020年度)

- ・ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所への派遣研修継続
- ・ (仮称)総合子どもセンター分室建設工事
- ・ 社会的養護(里親、児童養護施設等)の考え方と広域調整の検討
- ・ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理
- ・ 「児童相談所設置に向けた計画書」の策定
- ・ 東京都との確認作業及び厚生労働省への政令指定申請
- ・ 条例等例規整備

令和3年度(2021年度)

- ・ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継
- ・ 令和3年11月29日、(仮称)総合子どもセンター開設
- ・ 令和4年2月1日、児童相談所機能開始

厚生労働省資料から



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

(仮称) 総合子どもセンターとして一体で運営する。